

# ナチス体制下のドイツ三大信用銀行

—21世紀への転換期における調査と研究—

山 口 博 教

# ナチス体制下のドイツ三大信用銀行 ——21世紀への転換期における調査と研究——

山口 博 教

Hironori YAMAGUCHI

## 目次

1. はじめに一研究の契機
2. 東西ドイツ統合前の研究動向
3. 東西ドイツ統合とドイツ銀行  
125周年記念史の刊行
4. スイス独立専門家委員会による  
最終報告書の刊行
5. ドイツ強制労働補償基金「記  
憶・責任・未来」の創設
6. 三大信用銀行の対応とナチス  
体制下の銀行史研究の進展
7. 2000年代後半以降、研究の沈  
静化
8. 終わりに一残された課題

## [Abstract]

### The 3 Big German Commercial Banks under the Nazi- Regime: Research and Studies Towards the End of the 20th Century

Before the integration of West and East Germany, a few studies were done on banks during the Nazi era. However, this situation changed in the late 1990s, because Jewish organizations were making claims against German businesses for wartime losses. All three big banks asked academic institutions to commence inspections of past problems. At the same time, numerous papers were written. This paper examines the different adaptations, including the discretion and role of the managing board and financing for the Auschwitz concentration camp. Regarding the criticism and discussion as to the role of Deutsche Bank's director Hermann J. Abs, studies were conducted by Professor L. Gall and Professor H. James. Gall's argument is considered more accurate than that of James, but his body of work is very valuable in terms of other points. Commerzbank published an ongoing research paper in 2004, and a four-volume study of Dresdner Bank with a clear conclusion in 2006.

## 1. はじめに一研究の契機

私がこの問題で最初に関心を持ったのは、ベルリン自由大学金融研究所のマンフレート・ハイン教授に教を乞うため、1979年の初めに2ヵ月間初めてドイツ滞在をした時と1989年の2回目の短期訪問時であった。最初の訪問時大学キャンパス内の学生による古本販売所で以下の書籍が売られていた。旧東独歴史研究者エーベルハルト・チヒョンのドイツ銀行アプス取締役会会長に関する著作で

あり、また2回目の訪問時にドレスデン銀行に関する黒表紙の本を見たことがその契機であった。ただ当時の私の研究対象と関心事は「ドイツ巨大企業の株式所有構造」であったため、この2回の滞在時にはこれらの書籍の一部をコピーしただけで購入には至らなかった。そしてこの時の調査にもつづく研究成果は第一著作『西ドイツの巨大企業と銀行』として刊行した(文眞堂1988年)。この中で、西ドイツ株式会社の主要株主として信用銀行が重要性を持つこと、また日本には無い、個

キーワード：ナチス時代の独三大信用銀行、順応と裁量、調査研究

Key words: 3 Big German Banks under Nazi-regime, Adaptations and Discretions, Researches and Studies

人銀行(家)という金融機関が存在すること分かった。

次に本稿で取り扱うテーマに本格的に関心を持ち始めたのは、1991年に留学した時である。この時にはベルリン、フランクフルト、ミュンヘンの証券取引所を訪問した。その結果、第二テーマとして「ドイツ証券市場史」を選んだ。このため可能な限り当時の証券取引所史に関する著作と資料を取集した。その中で分かってきたことが、ユダヤ人が経営する個人銀行が証券取引所史上重要な役割を担っていた、という歴史的事実であった。具体的には証券取引を担うユダヤ系個人銀行とそれを仲介するマクラー銀行であり、第二次世界大戦以前、1930年代まで彼らの存在なしに証券取引は動かないと言っていいほどであった。この事実は私にとって衝撃的と言っていい程で、一種のカルチャーショックであった。戦後西ドイツ経済・経営で彼らの姿は見えなかったからである。しかし最初に短期研修を受け入れてくれたベルリン自由大学のハイン教授に、その後の訪問時このことを訪ねたが、明確な答えは得られなかった。後で思うと、この問題は当時の西ドイツ金融学会関係者の間ではタブー視されているのではないかと思われた。

ただしこの問題は東西ドイツが統合されてから数年を経た1990年代後半に、突如クローズアップされることになった。世界ユダヤ人会議等による戦時損害補償請求運動が旧東ドイツを含む旧東側諸国で巻き起こった。そこで、拙著『ドイツ証券市場史—取引所の地域特性と統合過程—』を刊行(北大出版会2006年)した後、第三テーマとして、この問題を取り上げることとした。ただしこのテーマは政治と社会問題絡みのため、学術問題として取り上げられるかどうか、一抹の不安を孕んでいた。

ただ幸い2002年に私は『ブレーメン館』という同人誌の会に誘われ、これに加入してい

た。この会はドイツ文学者が核となり、ドイツ文化以外に、ユダヤ文化研究を進める会でもあった。館長の北大文学部独文科出身の元京都大学小岸昭教授は、日本におけるユダヤ文化と離散するユダヤ人研究に関する大家でもあった。教授に背中を押されたことが、この研究の道に入る推進力となった。また、強制労働等の戦時補償の問題については、企業史が刊行され説明が進展し、日本にも紹介されていたが、金融機関に関しては、日本での研究者は殆んど見当たらなかった。このことについては、京都大学経済学部の西牟田裕二教授が社会経済学会参加のため来札し、小樽で面会した時に指摘していただいた。さらに筆者は2015年に金融学会歴史部会と2016年金融学会春季大会において、「ナチス体制(ナチズム)下のドイツ銀行業界」というテーマで報告を行った。この時には、愛知淑徳大学石川綾子教授のコメントを頂戴し、さらに西南学院大学の及能正男教授の強力な支援を受けた。以上の諸支援を受けて、この研究をまとめることができた。

## 2. 東西ドイツ統合前の研究動向

この問題での先行研究については私のドイツ銀行をめぐる2008年の論文で紹介した。要約すると以下ようになる。<sup>1</sup>

まずナチス時代のユダヤ人企業・銀行の「アーリア化(脱ユダヤ化)」についての最初の論争と裁判闘争が1969/70年に発生した。すでに指摘した旧東独チヒョンの著作『H. J. アプス、資本の十字軍騎士』<sup>2</sup>に対しドイツ銀行側が提訴し、連邦裁判所で勝訴した。チヒョンは戦時中の国際部長 H. J. アプスの「アーリア化」責任問題を追及したが、この結果この本は西ドイツでは出版・複製禁止処置がとられていた。ただ当時ベルリン自由大学は学生運動が盛んで、自由な雰囲気がか横溢していた。しかも私が初めて滞在した

1979年にこの本は研究所書架に置いてあり、勝手に読むことができた。1989年2回目の訪問時に、金融研究所の秘書の下でアルバイトをしていた学生に依頼し、複写することができた。

そしてこの頃西ドイツの研究者たちがこの問題を学術的に取り上げ始めた。まず経営史家ウィルヘルム・トロイエがドイツ社会経済史と経営史学誌にメンデルスゾーン銀行の「アーリア化」とアプスの果たした役割を評価した論分を発表した(1971/72年)。続けて「第三帝国」下のオッペンハイム銀行に関する論文を書いていった(1983年)。また銀行史研究者のJ. C. D. ツアーンが個人銀行「アーリア化」問題について整理した論稿を発表(1972年)した他、フランクフルト・アム・マインのドイツ銀行史研究所が1983年に刊行した3巻本の『ドイツ銀行史』の第3巻で、E. ヴァンデルが「ナチス時代の集中運動と「アーリア化」」について、わずか5ページではあるが触れていた。

以上の研究成果はいずれも1990年の「ベルリンの壁」崩壊前に出されたものであった。単発的な学術研究が中心であり、チヒョン裁判が世間の関心を引いた以外にはナチス期の信用銀行に対する本格的研究に至っていなかった。

他方産業企業、特に自動車産業企業では対応は早かった。ダイムラー＝ベンツ社は同社百周年記念に当たり、1983年に社史の刊行をケルン市の企業史研究所に委託した。この成果は『ダイムラー＝ベンツ株式会社1933年—1945年』と題し、1986年にケルン企業史協会の『企業史学誌』の別冊に掲載された。「ナチズム下のドイツ経済」という表題が付されたこの著作の第6章人事の箇所では「戦争捕虜」と「強制収容所収容者」が取り上げられた。この結果同社は強制労働させられたユダヤ人らの収容者に対する補償金2千万DM(約14億4千万円)の支払いを決めた。<sup>3</sup>

このような強制労働者させられた元収容者への和解金や補償金支払いは、以下の企業でも行われたことが指摘されている。IG フェルベン社1951年、クルップ社1957～66年、F. フリック社1986年、そして東西ドイツ統合後は、フォルクスワーゲン社1991年、ハンブルク電気産業社1994年と続いた。その理由について田村光彰はドイツ人研究者の成果を取り入れ、2006年刊行の著作で、以下のよう整理している。法的責任にもとづくものではなく、人道的理由、自社の利益、海外における企業イメージと販売計画を考えた上でのことであったと。またジーメンスにおける社史の書き換えが、幾度かの批判に晒された結果であった、ということにも触れられている。<sup>4</sup>

### 3. 東西ドイツ統合とドイツ銀行125周年記念史の刊行

#### (1) 『ドイツ銀行1870—1995』の刊行

以上見たように産業企業の側での戦争責任に対する対応は少しずつではあるが、東西ドイツ統合以前から進められていた。それに対して金融界での対応は遅れていた。その中であってドイツ銀行の場合には、1995年同行創立125周年記念に合わせ、100周年記念の銀行史に次ぐ新たな銀行史『ドイツ銀行1870年—1995年』(独語版と英語版)が刊行された。<sup>5</sup>

この緒言を書いたのは、1989年にドイツ赤軍テロに倒れたアルフレート・ヘルハウゼン頭取の跡を継いだヒルマー・コッパー頭取であった。「ドイツ銀行の歴史は一つのピースから成るものではない。このため各自の研究は個人的観点から捉えられた課題を通して、年代ごとに描かれている。」そして序文では、ジェラルド・フェルドマンが刊行に至る経過を以下ように叙述している。「独立した研究者集団による銀行史というアイデアは、ヘルハウゼン頭取、ミュンヘン大学教授クヌー

ト・ボルヒャルトと議論した上、1989年にドイツ銀行文書館責任者のマンフレート・ポールが提起した。同時にカリフォルニア大学教授フェルドマンにこの企画の学術的協力を依頼した。そしてコッパー頭取がこの発想を取り上げ、熱心にまた精力的に推進した。」そしてフェルドマン、ジェイムズ、ホルトフレリヒが執筆した各章の原稿は、1993年10月に研究会で議論された。この研究会には15人からなる著名な研究者が推薦を受け招かれていた。なお第1章についてはミュンヘン大学教授トーマス・ニパダイが予定されていたが、病気の進行のためロータル・ガル教授が、また最終章はハンス・ビュシュゲン教授が引き受けた。

## (2) H. ジェイムズ「ドイツ銀行と独裁」

この著作のナチス期の章を執筆したのはジェイムズであった。筆者(山口)はジェイムズの著作については後で紹介する「アーリア化」についての第二著作(単著)から研究を始め、このナチス期に関する第一著作(共著)をこれまで取り上げてこなかった。そこでここでその著作について簡単な紹介をしておきたい。まず目次を以下に示す。

前がき

- I. 最初の挑戦：ナチズムのイデオロギー
  1. 銀行制度調査委員会, 2. 信用業務, 3. 再民営化
- II. 反セミティズム(反ユダヤ主義)とドイツの銀行
  1. 金融制度と反ユダヤ主義
  2. 銀行従業員
  3. 銀行と「非アーリア人」企業
- III. エミール・ゲオルグ・シュタウス：銀行家謙政治家
  1. 映画と政治の関係
  2. 航空機と車両のエンジン
  3. ナチズムと多国籍企業の葛藤
- IV. 国外進出

1. 植民政策
  2. 欧州におけるドイツ植民地主義
  3. 「新秩序」
- V. 戦時中の国家と党の権力集中
1. 国家の権力集中
  2. 銀行批判
  3. 企業に対する業務関係
  4. 政治危機
- VI. 独裁の終焉

この目次に見られるように、ジェイムズ第一著作の記述は大変バランスの取れた内容となっている。それだけではなくナチス体制下ドイツ銀行の経営内容、人事配置、国外業務、ナチ党及び国家との関係について体系的に書かれた、第2次大戦後では最初の著作である(例外はフランツ・ノイマンの『ビヒモス(Behemoth)』1944年と後で紹介する『「第三帝国」におけるドレスデン銀行』2006年)。しかもこの著作はこれ以後の諸議論の出発点ともなっている。今回この稿を起こすにあたり改めて通して読んでみて(英語版)、以下の三点に気が付いた。

第一点は、この章の第三節「エミール・シュタウス：政治家としての銀行家」で、この時代のドイツ銀行監査役シュタウスの役割を解明したことである。彼はアプス同様、第一帝政期、ワイマール期の時代における政府関係の経験を積んでいた。ナチ党員ではなかったが、1942年に逝去するまで「銀行の政治的アリバイ」の役割を受け持ったことで、取締役会役員が銀行経営に専念することが出来た、とまとめている。

第二点は、1990年代以降の議論で登場する金融機関クレディトアンシュタルトの前身が、オーストリア・ロートシルト(ロスチャイルド)銀行であったことである。1931年の銀行危機時にドイツ銀行は同行監査役会に役員を派遣し、これを担ったのは最初がグスタフ・シュリーパー、次いでアプスであった。ドイツのオーストリア併合後、同行資本はラ

イヒのイニシアティブの下でライヒ持株会社合同工業会社 (VIAG) に所有された。しかし最終的に、1942年5月にドイツ銀行が多数株を掌握した。

第三には、1990年代半ばという早い段階での研究で、ドイツ諸銀行の海外進出についても諸ポイントをつかみ記述している。非常に先見の明があったという感想を持たざるを得ない。

#### 4. スイス独立専門家委員会による最終報告書の刊行

スイスのナチス体制下の問題と戦後補償を扱った文献は数が少ない。筆者の手元には英国人ジャーナリストとアダム・レポーの本とすでに触れた田村光彰の著作があった。さらに黒澤隆文と3人の女性研究者チームによる、スイス独立専門家委員会の2002年3月最終調査報告を紹介する書籍が刊行された。それは翻訳 (第一部) と解説 (第二部) を併せ持つ大部の著作で、これにより細部がつかめるようになった。特に第二部5「スイスの『過去の克服』と独立専門委員会」を執筆した穂山洋子は、本稿と関係する問題が生じた経過、アメリカの集団訴訟とスイス三大銀行の対応、並びに独立専門委員会の性格と成果と問題点を整理している。<sup>6</sup>そこでこの論文を中心にスイスで生じたこの問題を振り返っておく。

穂山論文では最初に「ナチズム犠牲者の休眠口座問題」がナチス体制と中立国スイスとの関係諸問題解明の要因であり、これは「冷戦終結と東ヨーロッパ崩壊」のよるものであったと整理されている。これをきっかけとして、「1990年代に返還と保障政策の問題が提起され、その解明と解決が求められた」こと、しかもこれを契機に世界的潮流として広がっていったこと、またドイツとの金塊・経済取引、難民政策問題がとわれ、歴史検証のために独立専門委員会が設置されたことが紹介さ

れている。

次に休眠口座問題解明の推進力に触れられている。これは第一に、スイスからイスラエルに移民した A. レビンスキーによる調査開始 (1992年) 及びスイスの歴史家の調査とジャーナリストによる記事のイスラエル経済誌へ掲載 (1995年)、第二が世界ユダヤ人会議 (WJC) と世界ユダヤ人返還組織の設立 (1992年) であった。

さらにこの返還組織から依頼を受けたクリントン元アメリカ大統領が、ドイツ占領地域の財産・金塊問題の解明と返還状況調査をするアイゼンスタット委員会を設置し、その第一次報告書が1977年5月に公開された。アイゼンスタットは「スイスは『ナチスの銀行家』であった」としているが、これは、スイス金融機関全体を「ヒトラーの秘密銀行家 (Hitler's secret bankers)」としたアダム・レポーの視点と共通する。<sup>7</sup>なおこの問題ではイギリス外務省の調査報告もすでに1966年9月に出されていた。そしてこの流れは1977年12月の「ナチ略奪金塊のためのロンドン会議」と「ホロコースト時代の財産問題のためのワシントン会議」へと続いた。

同時に1996年10月にアメリカにおいてスイスの銀行三行に対する最初の集団訴訟が起こされた。また2週間遅れでスイス三大銀行とスイス銀行協会に対する集団訴訟が起こされた。さらに1997年に正統派ユダヤ人団体世界評議会 (WCOJC) を中心とした第三訴訟へ続き、他の諸国へも波及した。この結果1998年に三大銀行は原告側に補償金を支払い、また犠牲者のための基金設立に一億スイスフラン拠出することを決定した。後者は田村光彰によると、謝罪を伴う「補償ではなく、人道的処置」、「恩恵的視点での基金」である。また前者は「アメリカの自治体の在米スイス銀行との取引停止」を恐れ、また「休眠口座」の利益と「隠匿口座」の不利益とを勘案した結果である、と解釈している。<sup>8</sup>

このような状況下の1996年12月に、連邦議会決議により独立専門委員会の設置が決定された。フランス語圏歴史学者ジャン＝フランソワ・ベルジェ委員長他10名の委員が任命された。その内訳はスイス国籍5名、ポーランド国籍1名、アメリカ国籍3名、イギリス国籍1名であった。なおこの最後の外国人専門家はプリンストン大学のH. ジェイムズである。

この報告書の紹介は省き、最後に穂山洋子が言及した同委員会が抱えた問題点・弱点とスイス国民のこの報告書に対する反応について触れておく。問題点は、この委員会内部においてドイツ語圏出自とフランス語圏出自の違いによる研究者間で視点が相違したこと、また史料収集上の消極性が付きまとい、最終報告を公開することが出来なくなったことである。それだけではなく、何より使用した資料が企業に返還され、再検証が不可能となってしまった。この原因は休眠口座訴訟の和解成立後に、経済界と銀行が態度を豹変させ、資料の一般解放を拒否したことであった。最後に「多くのスイス国民は、外国のメディアや外国から発せられる誤ったスイス像や誹謗・中小に傷つき、(中略)委員会の最終報告書に対して多くが無関心な態度を取り、一部が批判的な態度を示しただけであった」とまとめられている。<sup>9</sup>

以上のことから、当初は意気込んで国際的批判に答えようとした専門委員会の姿勢はスイスの保守主義的傾向の強い国民性により、最終報告書刊行後に萎んでいった。このためせっかく開かれた釜の蓋が、再び閉じられることになったと考えざるを得ない。ただし、国際世論に押されて一度はこれを開いてみたという事実は、今後も残り続ける。この意味では、スイス独立専門委員会の仕事は歴史的事業であり、報告書の刊行は歴史的業績として評価される。

## 5. ドイツ強制労働補償基金「記憶・責任・未来」の創設

ここでまたドイツにおける問題に戻る。スイスで生じたスイス独自の休眠口座と金取引に対するアメリカの集団訴訟は、ただちにドイツにも跳ね返ることになった。強制労働と戦時損害に対する補償請求の再燃であり、ドイツでは「記憶・責任・未来」基金が2000年7月に創設された。ここに至る戦後の歴史的過程については、田村光彰著による詳細についての記述がある。またその要因並びに原告側と被告側のやり取りの経緯についても解説されている。ここでは1990年以降の経済関係と金融機関の問題に絞り触れることにしたい。そこで、田村光彰の著作と当時の新聞記事を紹介する形でこの問題に迫りたい。

1990年代に入ると、ドイツ・オーストリアでは企業史の書き換え圧力が強まっていた。具体的には資料の開示、真相解明、被害者・遺族たちの苦悩の社会的認知と補償の要求であった。また基金創設にいたる最大の要因として、田村は二つを指摘する。一つはドイツ内外の市民運動であり、もう一つは企業側の「防衛意識」と「市場喪失への対抗意識」である。

具体的には以下の点で前進が見られた。第一に、東西ドイツ統合の結果旧東ドイツ、特にポツダム資料館の資料が自由公開されたことである。第二に企業の「市場喪失への恐れ」であり、その典型的事例としてドイツ銀行が1998年11月30日に発表した同行による全米八位の晩カーズトラストの買収、そしてこれに続く1999年2月4日のドイツ銀行自身によるアウシュヴィッツ強制収容所建設融資判明の発表があった。「これに対して、米に生存している被害者やユダヤ人団体が、ニューヨーク市が抗議の声を挙げた。」後者は「米連邦当局に合併・買収の際の許可条件を提示した。

(中略)犠牲者に補償しなければ、許可しな

いように、という内容であった。(中略)ユダヤ人団体は、ドイツ製品のボイコットを主張した。」<sup>10</sup>

この問題ではドイツ政府が調整に乗り出すことになったことが日経新聞の記事で報道された。「事態を重くみた独政府はホンバッハ首相府長官を急きょ米国に派遣。プロイヤー頭取も同席し、米政府や金融当局、世界ユダヤ人会議と交渉することになった」と。<sup>11</sup>

このようにドイツ銀行に対する戦時損害に対する補償請求は、米銀買収を契機としたものであった。しかし他産業では、スイスと同様に以下の企業に対する集団訴訟が行われた。田村によると、1997年3月欧州保険会社、1998年3月フォード社、同年8月フォルクスワーゲン社、9月ダイムラー＝ベンツ社等。企業は保険契約の解除、製品ボイコット・不買運動を心配せざるを得なくなった。さらにドイツ国内では株主総会で「一マルク株主」として発言要求をする運動も生じた。

以上の事態の推移の結果、2000年7月に強制労働補償基金「記憶・責任・未来」が発足した。シュレーダー政権とドイツ大企業・大銀行12社の合意を経て、連邦議会（上下院）で決定された。この合意に参加した企業は以下の通り。ダイムラー＝クライスラー、BMW、VW（自動車）、ジーメン（電気）、ドイツ銀行、ドレスデン銀行（金融）、リアンツ（保険）、ティッセン・クルップ（鉄鋼）、デグッサ（Degussa 化学・貴金属精錬）、バイエル、ビー・エー・エス・エフ（BASF）、ヘキスト（IG ファルベン後継会社、化学・薬品）。

また合意に当たって、銀行と企業側から以下の条件が出された。それは集団訴訟と個人訴訟の却下、法的安定性の保証である。またこれを確実にするため、以下の処置がとられた。係争中の訴訟棄却をすることの大統領声明と米独政府間協定の締結、財団法での法的安定性の確認、ドイツ議会での同様の確認で

あった。基金規模は、独米間折衝を経て最終的に、100万マルク（ドイツ政府と企業で折半）と決定された。

なお、この項を終わる前に一つの重要な問題に触れておきたい。それはドイツ銀行の戦時中の外国部担当取締役、戦後は取締役会会長を長く務め、西ドイツ金融界再建の立役者であった H. J. アプスに対する批判の問題である。田村光彰はアプスについて以下の指摘をしている。「この強制労働の問題を、先行する二つの条約に合わせて国家賠償の問題に含めさせ、それにより強制労働者たちの具体的な補償、苦悩、その後の生活苦などをロンドン債務条約の会議日程から外す画策を講じ、これに成功した人物」であると。そしてドイツ銀行のアウトシュヴィッツ融資公表を報道した雑誌シュピーゲル（Der Spiegel）の記事で、「ナチ党とは距離を置いていた」という個所を取り上げ、これが虚偽の答えであると断定する。

続けて同じ記事で、「1934年以降は殺戮収容所を知っていた」というアプス発言を同行銀行史研究所責任者のマンフレート・ポールが紹介したことを、取り上げている。<sup>11</sup>このシュピーゲル誌はドイツ最大の批判誌であり、いささかセンセーショナルな取り上げ方をしている点に注意をしなければならない。というのは、以下で述べるように戦後アプスの業績に対しては、批判と反批判が入り混じっているからである。

## 6. 三大信用銀行の対応とナチス体制下の銀行史研究の進展

### (1) ドイツ銀行の対応とアプス評価をめぐる論争

以上強制労働をめぐる問題が生じた結果、ドイツ銀行は1998年に5名の委員を招聘し、歴史検証委員会を立ち上げた。この委員会と研究成果について筆者は既に、『北星論集』

第47巻第2号冒頭でまとめている。要約するとメンバーは、この論稿ですでに登場したL. ガル, G. D. フェルトマン, J. スタインバーグ, H. ジェイムズの他, アブラハム・バルカイ (Avraham Barkai) であった。そこで使用された文献はアメリカで1995年から解禁された、第二次世界大戦に関する記録とドイツ銀行が収集した資料であった。ただし、委員会の研究成果は、メンバー個人の成果であることが断られている。これが原因か結果であるのかは不明であるが、この研究の途中、あるいは早ければ1995年のドイツ銀行125周年記念誌刊行後に、ジェイムズとこの記念誌の最初の章「創業から第一次世界大戦」を担当したガルの間で、次第にアプス評価をめぐる見解の相違が生じてくる。

ジェイムズは2001年にケンブリッジ大学出版会から第二著作として、『ドイツ銀行とユダヤ人に対する経済戦争 (The Deutsche Bank and the Nazi Economic War Against the Jews)』(ドイツ語版タイトルは『ドイツ銀行と「アーリ化」(Die Deutsche Bank und die «Arisierung»)』)を出版した。この最後でチェコスロヴァキアのペーメン・ユニオン銀行頭取を自殺に追い込んだアプスの責任について言及した。おそらくすでにこの小稿5.で紹介した国際的なスイス・ドイツの産業・銀行業界に対する批判の広がりを受ける中で、ジェームズが独自の調査をした結果であろうと考えられる。

しかしこのジェイムズの主張に対しては、以下に記述するガルの全面的で強力な反論が加えられることになった。その結果、2003年のジェイムズのこのテーマでの第三著作独語翻訳版『「第三帝国」におけるドイツ銀行 (Die Deutsche Bank im Dritten Reich)』2003年—英語版『ナチス独裁とドイツ銀行 (The Nazi Dictatorship and the Deutsche Bank)』2004年—では、アプス批判は後退していった。ここに見るように、独語翻訳版が英語版より1

年早く出版されている。これはドイツ国民向けにジェイムズが刊行を急いだためと筆者は理解している。<sup>12</sup>

ガルは総力を挙げて反論を加え、この成果が2004年に刊行された『銀行家、アプス伝』に結実した。ガルはその前に「「第三帝国」におけるH. J. アプス—全天候型人物 (A man for all seasons? Hermann Josef Abs im Dritten Reich)」という、短いながらも重要な論文を1998年の『企業史学誌』に上梓していた。ここでいう全天候型とは、どのような状況や人に対しても対応できる「八方美人」的人物という意味である。すなわちナチスに対しても、また反ヒトラー運動に対しても柔軟に対応した背景を踏まえた定義づけである。鵠的性格ともとらえられる。しかしガルはジェイムズの見解に対しては厳しい反論を加え、アプス擁護の論陣を張るに至った。アプス伝の書籍の刊行だけにはとどまらず、その内容を要約したコンパクトディスク (CD) をも刊行し、ドイツ国民へ訴えたほどであった。この時に音声入力したのは、ドイツ公共放送連盟 (ARD) 加盟局北ドイツ放送のニュース番組, “Tageschau” の主任アナウンサーJ. ブラウナー (Jo Brauner) であった。そして最終的にガルは「銀行家H. J. アプスの伝記」において、アプス賛歌に至っている。このようなガルの反論はドイツ歴史学界と金融・銀行史学会全体を代表する立場での主張ではないか、と筆者は理解した。<sup>13</sup>

ただしガルの『銀行家、アプス伝』では、ドイツ占領下にあった諸国の細かい分析にまで記述が及んでいない。この点では、ジェイムズの著作に譲らざるを得ない。またガルが批判したチェコスロヴァキアのペーメン・ユニオンバンク (BUB) 頭取の自死問題を除けば、ジェイムズはドイツ銀行に対する他の分野で大きな業績を上げている。またアウシュヴィッツ融資問題公表以降、ドイツ銀行はG. D. フェルトマンにこの問題の調査を依頼

したが、フェルドマンの逝去によりこの課題は果たせないままに終わっている。むしろ以下で紹介する、コメルツ銀行とドレスデン銀行に関する調査報告で詳しい検討がなされている。したがってこれらから推測する他はないと筆者は考える。

いずれにせよドイツ銀行の場合には、早い時期から同行のナチス期についての研究を専門家グループに委託していた。執筆者間で見解の相違が生じたとはいえ、独自に自行の歴史検証に取り組んでいたのであった。それに対し他の信用銀行二行での取り組みはドイツ銀行に比べてかなり遅れ、1990年代末以降に開始された。

## (2) コメルツ銀行の対応とナチス体制下の銀行史刊行

ここで取り上げるコメルツ銀行についての研究書は、同行がフンボルト大学現代史研究所に委託したものである。ルードヴィヒ・ヘルプストとトーマス・ワイへの編集により、2004年に刊行された。『コメルツ銀行とユダヤ人1933年－1945年』という表題である。<sup>14</sup>そして次の(3)で取り扱うドレスデン銀行については2006年に刊行された。実は筆者がドイツ銀行研究の次に取り上げたのは、信用銀行としては第二番手のドレスデン銀行であったが、ここでは刊行順に触れていく。

ところで、これまで見てきたドイツ銀行に関する研究書は多数にのぼる。また研究テーマも多岐に渡っていた。ドレスデン銀行に関してもドイツ銀行ほどではないにしろ、かなりの文献が揃っている。しかしコメルツ銀行に関しては、自行で作成した銀行史の他には、これから紹介する2004年の研究書を除くと二三の論文と著作しかない。

この第一の原因は、コメルツ銀行が三大信用銀行の三番目に位置しているため、社会的関心が他の二行に比べそれ程大きくはないこと、第二に、他二行に比べてその顧客層に特

色があったことである。すなわち前二者が大企業を中心に営業活動を展開したのに対し、コメルツ銀行はドイツ国内の主として中小企業を相手とした営業を展開してきたという、歴史的背景を持っている。また同行に対して1933年4月に公布された「職業官吏法」が適用されなかったのは、ナチス政権と金融当局が、他の信用大銀行二行ほどコメルツ銀行を重視していなかったため、とも考えられる。

「職業官吏法」については、次のドレスデン銀行の所で再度触れる。第三には、1930年代後半からのドイツによる国外進出に伴う国外業務の展開においては、他二行に比べ遅れを取っていたことにも起因する。

以上のことから、コメルツ銀行の営業方針とナチス政権の反ユダヤ人政策に追従する速度は他の二行から比べると最初は緩やかであった。このため自行のユダヤ人役員とユダヤ人顧客の追放に当たっては、ある程度の慎重さをもって行われた。このことはアメリカ合衆国占領軍政府(OMGUS)の調査報告でも把握されていたことであった。ドイツ銀行とドレスデン銀行研究においては、OMGUSの調査報告に対し非常に厳しい批判を投げかけている。これに対しコメルツ銀行に関する同調査報告では、やや甘い評価が下されている。このためフンボルト大学が刊行した調査報告一特に1940年以前のドイツライヒ内を研究対象とした論文一では、このOMGUS調査報告とそれほど変わらない評価も見られる。しかし1930年代末からドイツが併合・占領した諸国と諸領域において、コメルツ銀行の経営姿勢は大幅に変化していった。すなわちドイツライヒ内での銀行業務の縮小、利益低下に伴い国外業務の見直しと重点化が進む中で、ナチスの占領政策に急速に迎合するようになった。このため現代史研究所の調査報告書も前半部分、すなわち第4章の途中までと、そこから最後にいたる三つの章では内容がかなり異なったものとなっている。しかも報告書

は「中間まとめ」であることが序文に書かれていて、このためもあつてか全体を統一する見解が出されていない。

そしてこの著作で注目すべきは、最後の二つの章からなるポーランドについてのインゴ・ローゼの研究が非常に際立っていることである。というのは、ポーランドにおける信用制度の崩壊とドイツ信用制度の導入を、占領に伴う単なる経済政策問題としてだけではなく、植民地政策の一環として把握しているからである。またアウシュヴィッツ強制収容所建設融資問題にも立ち入っている。その際にポーランド研究者の研究成果を批判的に検討し、独自の見解が打ち出されている。文章上の難解さがあり理解には時間を要するが、この本の一つの特色であり、成果であると考えられる。

### (3) ドレスデン銀行の対応とナチス体制下の銀行史料行

#### ①2006年調査報告書の構成と拙著の紹介論文

ドレスデン銀行についての研究書は、先に見たように2006年に刊行された。三大信用銀行では最後となった。筆者はこの著作が出版されたことを新聞記事で知り、大学研究費で直ちに送り寄せた。まずどのような報道であったか、見ておきたい。

それによると、「ドイツの歴史研究グループはベルリンで17日、独銀行大手ドレスナー銀行がナチス政権（1933年－1945年）や戦争犯罪と深くかかわっていた事実を調査した報告書を発表しました。ドレスナー銀行自らが1997年に独立機関に調査を委託していたもの。歴史家が8年の歳月をかけ、10か国以上、80の資料館で調査し、2374ページの報告書にまとめました」と書かれている。また以下のことが指摘されている。「ドレスナー銀行は大銀行の中でも特にナチスとの関係が深く、ナチ親衛隊の突撃隊へ四千七百万ライヒス・マルクの資金を提供していたこと（中略）、

オーストリア・チェコスロバキアへの侵攻を一攫千金のチャンスとして政権に食い込んでいった様子などが記され」、さらに「銀行の取締役の一人、ウルフ・マイアー氏は『どのように痛みを伴うものであっても、真実は受け入れなければならない。』と語りました」と記述されている。<sup>15</sup>

さてこの大部の著作名は『「第三帝国」のドレスデン銀行』であり、全4巻からなる。第一巻はドイツライヒ本国を対象とした「「第三帝国」化のドレスデン銀行」という表題が付せられている（目次と緒言を除く本文と付記・索引で671ページ）。<sup>16</sup>執筆責任者はベルリン自由大学講師（経済史）のヨハネス・ベールで、他に4名の共同執筆者が書いている。第二巻「ドレスデン銀行とドイツのユダヤ人」（同482ページ）の筆責任者はボーフム大学経営史学教授（経営史）のディーター・ツィーグラウ他3名の共同執筆者。第三巻「ドレスデン銀行の欧州進出」（同951ページ）の執筆責任者はハーラルト・ヴィクスフォルト（ビーレフェルト中歐銀行・貯蓄銀行史研究協会会長）他4名の共同執筆者となっている。そして第四巻「ドレスデン銀行1933年－1945年」（同232ページ）を単独で執筆したのが、この著作全体の編集者でもあるクラウス・D. ヘンケであった。ヘンケは第一巻から第三巻までの著作の概要をまとめた上で、最後にドレスデン銀行の戦争責任の問題について論じた。なおヘンケの履歴はこの著作では紹介されていないが、インターネット記事では以下の通りとなっている。<sup>17</sup>

- ・1997年ミュンヘン大学で学位取得
- ・1978年国防軍大学（ミュンヘン）研究員
- ・1979年～1992年ミュンヘン大学現代史研究所研究員
- ・1992年～1996年旧東独国家公安局資料に関する連邦委託調査研究責任者
- ・1997年～2001年ドレスデン工科大学現代史研究所教授

・2011年～連邦マスコミ史研究委員会委員。

筆者（山口）は、この調査報告があまりに大部なため、どう紹介すべきか悩んでしまった。しかし各巻を斜め読みして以下の点に気づいた。まずこの著作構成がしっかり準備されていること、結論とそこに至る論理展開が明白であり把握しやすいこと、さらに各巻と各章の序文と結論が相互に整合性が取れていることである。このため、まず各巻各章の前書きと後書き部分を抄訳しようと決意した。そこでこの著作を刊行したオルデンプルク社の担当編集者に、まず全巻全章の「前書き」部分の抄訳の許可を申請した。この結果了解との返事をもらうことが出来た。このためこれを、2019年3月に刊行された『北星論集（経済学部）』第56巻第2号に掲載した。<sup>18</sup>

その後「後書き」の抄訳を申請した所、これについては許可が下りず、拒否されてしまった。理由はドイツの出版事情が良いとは言えないため、出来れば翻訳できないかということであった。しかし2,000ページを超える大部のこの著作の翻訳作業は筆者だけでは手に余る。またドイツ経済学、ドイツ経済・経営史・銀行史の分野でこのテーマに関心を持つ研究者が他に見当たらないため、断念することにした。さらに著作にする場合には、前書き部分の抄訳をそのまま使用する場合には出版社に事前に連絡してほしいとの注文も付いた。筆者の「前書き」と「後書き」抄訳をすることで、ドレスデン銀行に関する紹介を終了しようとした計画はこれで破綻した。このため、抄訳ではない紹介論文という形で別途作成することにし、これも『北星論集』に掲載した。こうして少し回り道をする事になってしまった。<sup>19</sup>

## ②2006年調査報告書の基本視点と議論のポイント

このナチス体制下のドレスデン銀行史の特色は、全巻を通して以下の点において、基本

視点が定まっていることである。第一点は、「ナチス経済体制と個別企業の関係」、第二点は「役員体制と従業員人事への介入」、第三点は「体制への接近と共犯関係」である。

第一の経済体制に関しては、この調査報告書が出る前にヒトラーを中心とする「第三帝国」の性格付けとの関係で研究が進んでいた。そのポイントは経済政策が第一義的な経済目標ではなく、政治・イデオロギー的諸計画の実行に従わされること、また経済システムはその核心において資本主義制度に留まっていたこと、私有制度と民間企業・銀行の自律的経営への干渉・介入を避けていたことであった。しかも国家による経済統制とは対立せず、「統制された市場経済 (gelenkte Marktwirtschaft)」という概念が生まれていた。これらを踏まえてこの調査報告書でもこれらの概念を踏襲している。またその手段や方法は一律ではなく、このため企業・銀行の「体制順応形態にはいろいろな形態で裁量余地があった」と見ている。問題はこの裁量余地が個別企業・銀行で異なっているため、これを詳細に見ていくことを重要課題としたと考えられる。

第二に信用銀行の役員・従業員人事への介入である。この問題は第一点とも関連し、介入の程度が三大信用銀行においてかなりの相違があった。ドイツ銀行の場合には、取締役会・監査役会におけるナチ党員は比較的数が少なかった。中心的役員の4名は最後までカトリック教徒であり、ナチスの人事介入を最後まで拒んだ。このため体制側からは、銀行自体がカトリック銀行と見なされた。

これに対しドレスデン銀行の場合には、以下の理由で、体制側の圧力は強く役員会においても相当数のナチ党員を抱えることになった。この原因は1931/32年の世界恐慌の際の銀行危機時にドレスデン銀行が一番大きな損失を出したこと、この結果国有化され、またライヒ所有下に置かれたダナート銀行との合

併処置の中で多額の国家資金が注入されていたことである。このため取締役会は、ブリューニング政府の信頼を受けた人物で占められ、その中心にはカール・グッツが据えられた。

また1933年ナチス政権成立後、同行はその強力な指導下に置かれた。ドレスデン銀行に対してだけ、1933年4月に公布の「職業官吏階級再建に関する法 (Gesetz zur Wiederherstellung des Berufsbeamtenentums)」が、適用された。このため同行では「非アリア人」従業員はこの法律で徹底的に排除された。<sup>20</sup>またナチス党員の指導部署への任命、被雇用者の入党工作、経営細胞の圧力もあった。さらに加えて1935年には政治的理由で、以下の二名が取締役員に任命された。一名は1942年に取締役会会長に昇進したエミール・マイア (合計44名から成る「ライヒ大統領友の会」16番会員で、武装親衛隊連帯指揮官 (SS-Standartenführer))、もう一名はカール・ラシェ (「同」19番で武装親衛隊大隊指揮官 (SS-Sturmbannführer)) である。<sup>21</sup>そして後者が1942年に取締役会会長に就任した。彼は戦後開廷されたニュルンベルク国際軍事法廷で、有罪判決を受けたただ一人の銀行家であった (マイアは敗戦時に自殺)。

以上のことから第三点として、体制への順応と共犯関係が問題とされた。ドレスデン銀行の場合には、SS 所属役員を中心に自主的な体制順応が行われた。しかし他面ですべての役員がこれに従ったわけではないことも、この調査報告で指摘されている。1942年以降監査役会会長となったカール・グッツをはじめ、ナチ党に加入しなかった役員もいた。このためドレスデン銀行をストレートに「親衛隊銀行」と見なすことは、この著作では避けられている。

ただし、戦争責任の問題については厳しい結論を下している。第一巻の結論部分では、「ナチスの政策と不法行為の伝道ベルト」へ

の転化を指摘した。第三巻では、占領施策と目標と結果を理解し、その手法と成果を受け入れたこと、さらにこれらを自分の目的に利用しようとしたことを明確にしている。そして最後の第四巻では、編集者のヘンケが以下の結論を下している。ドレスデン銀行は経済合理性と体制接近を追求した結果、戦争犯罪に対する体制側との共犯関係を構築したと。

## 7. 2000年代後半以降、研究の沈静化

以上に見てきたようにドイツにおける研究はナチス体制下の個別銀行史に沿って分析と理論的整理が行われてきた。この点は、国立 (中央) 銀行を中心に金融界全体を対象としたスイスの独立専門家委員会の調査報告書とは異なるものであった。またスイスにおいては2002年の最終調査報告を刊行後に資料が非公開となり、その後の研究は沈滞している。ドイツではこの点がどうであったか、振り返っておきたい。

まずドレスデン銀行は2006年に個別銀行としては非常に大部の調査報告を出版したのであるが、その後同行は2008年にコメルツ銀行に吸収合併される運命を辿った。こうして歴史の舞台から消え去ることになったのである。同行は1997年の役員会で調査報告を独立した研究者グループに委託することを決定していたが、1998年のアジアとロシアの新興市場の金融危機により、営業収益が減少した。またドイツではEU 統合が進み企業の自己資金量が強まる中、オーバー・バンキング (銀行数過剰) 問題が生じていた。21世紀に入り「ドイツ株式会社」が次第に崩れていく中で、ドレスデン銀行は充分な対応を取ることが出来ず、2006年にドイツ最大手の保険会社アリアンツにより買収される事態となった。さらにその後アメリカで起きたサブプライム危機に直面し、欧州金融機関全体が打撃を被ることになった。この中で2008年にアリアンツが

コメルツ銀行へドレスデン銀行を売却することを発表し、翌年5月にコメルツ銀行によるドレスデン銀行の買収が行われた。<sup>22</sup>しかしこのコメルツ銀行自体も、サブプライム危機の結果不良資産を抱え、ドイツ政府からの資本注入を受け入れざるを得なくなった。

このような危機的状況はドイツ銀行でも同様であった。ドイツ銀行の場合には21世紀転換期に「全組織を投資銀行とリテール（小口金融）の二部門に集約する」アングロサクソン型のグローバル競争戦略を取り始めた。このための機構改革を行い、取締役会長はロルフ・ブロイヤーからスイス出身のヨセフ・アッカーマンに代わった。そして彼の下でメリリ・リンチ出身の役員が活躍した。その中心はエドソン・ミッチェルであり、彼は当時浮上したドレスデン銀行との合併を破談に追い込んだ。2003年には不良債権処理も進み、アメリカに足場を置いた投資銀行戦略は一時期順調に進むかに見えた。<sup>23</sup>

しかし2006年／07年から始まるアメリカのサブプライム危機で、ドイツ銀行をはじめ欧州とドイツの金融諸機関は歴史上最大の危機に陥ることになった。しかもこの打撃は相当に深かった。これは日本のバブル経済の崩壊とその後の「失われた10～15年」に匹敵する。2016年のコメルツ銀行との合併交渉や中国の資本参加などの方策、従業員小リストラ策が取られているが、いまだにドイツ銀行を含めドイツの銀行業界全体が立ち直りを見せていない。<sup>24</sup>

もしこのような経営問題が発生していない場合には、ドイツ銀行が150周年を迎えた2020年に150周年記念史が刊行されていたのではないかと筆者は考えている。その場合には、アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所融資についても調査と分析が行われ説明が進んでいたのではないかと筆者は考える。しかし現実にはこの記念誌出版の話は見聞きしていないため、ドイツ銀行は刊行自体を断

念したと考えられる。<sup>25</sup>

またコメルツ銀行についてもフンボルト大学現代史研究所が刊行した著作が「中間報告」であったにもかかわらず、最終報告書が刊行されたニュースは入っていない。この報告書の後で刊行されたものは、インゴ・ローゼの『ナチス犯罪への融資（Kredit für NS-Verbrechen）』であろう。ローゼはフンボルト大学現代史研究所の調査報告の最後の2章を担当した後で、この内容を三大信用銀行に広げ自らの著作として出版した。<sup>26</sup>その他には目立った著作が出ていないのは、スイスに次いでドイツでもこのテーマに関する研究者と国民の関心が沈静化してしまったのではないかと考えざるを得ない。21世紀初頭の経済・金融危機（米国サブプライム危機の欧州への波及）がもたらした負の側面の一つであろう。

## 8. 終わりに一残された課題

筆者（山口）は2008年に最初の論文を、その後12本を書いてきたが、このテーマでの研究は本稿をもって終了する。足掛け十数年に渡る時間が経過した。

最初に手を付けたのが、ユダヤ人資産の「アーリ化」問題であったが、これはジェイムズの英語文献を入手したからである。荒訳を進めていてこれまでの研究ではなかった用語、文献と接触するようになった。また東欧諸国における研究書も加わり、固有名詞の翻訳では苦戦を強いられ、様々な研究者に支援を仰ぐことになった。

またジェイムズの著作の最後の部分では、ドイツ当局がバーメン・ユニオンバンク（BUB）頭取を自殺に追い込んだ際にアプスの果たした役割にまで議論が及んでいた。他方L. ガルの研究ではドイツ銀行のこの業務に関しては、当時の取締役会会長オズワルト・レーズラーの責任であることが強調され、まったく別の結論となっていた。当初

ガル教授はアプスを「八方美人的」性格を持つ人物と評価していたものの、その後第二次世界大戦後に果たした同氏の役割を念頭に置き、最後の論文ではアプス礼賛にまで至った。<sup>27</sup>この相反する結論について、筆者(山口)はすぐには結論を出さずに両者の論争を整理することにした。そしてこのBUB頭取問題では、ガルの結論が整合性を持つと考えるに至っている。ただし筆者は戦時中のアプスの役割については、あくまで多面性があることが重要であると考えている。判断が非常に難しいことを指摘し、最終判断は読者に委ねることにしたい。

なお欧州においては2010年代半ばに、「銀行家アプス評価」に触れる書籍が出版されていたことが最近判明した。参考までにここで紹介しておきたい。一つはイアン・ブルマ (Ian Burma) の『零年—1945年の物語 (Year Zero-A History of 1945)』(2013年刊)、もう一つはエドガー・ウォルフム (Edger Wolfrum) とシュテファン・ウェスターマン (Stefan Westermann) による『ドイツ史上重要な101人 (Die 101 Wichtigsten Personen der Deutschen Geschichte)』(2015年刊)である。<sup>28</sup>イアン・ブルマはユダヤ系イギリス人の母親とオランダ人の父親を持つ家庭で育ち、香港・日本・米国で映画、マスコミ、大学等で多彩な経歴を積み上げた人物である。ロッセリーニの映画題名に因んでつけられたこの著作は、彼の父の戦争体験談をもとにして執筆された。アプスに関する記述は以下のようになっている。

まず「アプスに関する話は教訓的である。『第三帝国』における銀行家として彼の犯罪は、他の事業家に比べればマイナーである」と話が始められる。<sup>29</sup>次に、女性と子供を死に至らしめる労働に従事せず、ヒムラーの友人でも、ナチ党员でもSS(親衛隊員)でもなかったことが指摘される。さらに以下に続く。「アプスは自分の手を汚すことはな

かった。生粋のラインラント人で、プロイセン的軍国主義の精神を持たず、その意義を感じてはいなかった。流暢な英語を話す温和な親英派のカトリック教徒で、戦争前からユダヤ人銀行家のために働き、ツィークムント・ヴァーブルクの友人であった。もし彼が1930年代に高い野心を持つドイツのテクノクラートになっていなければ、ナチスとは決して関わらなかったであろう。ただし彼はドイツ銀行役員の一となり、ユダヤ人企業の『アーリア化』でこの事業に貢献した。同行はヒトラーの個人口座は別にしても、アウシュヴィッツ周辺で奴隷キャンプを設置したジーマンス、クルップ、IGファルベン銀行であった。アプスは粗野なイデオロギー的目標から行動することはなかっただろうし、事実そうはならなかった。しかしアプスのような人物がいなければ、ヒトラーの犯罪的事業はこれほど効率的に行われなかったであろう。」<sup>30</sup>

次に『ドイツ史上重要な101人』である。この本の執筆者はハイデルベルク大学現代史担当教授ウォルフムとその門下生の研究者である。戦時下のアプスに関し1ページが割かれている。「彼はその能力により、銀行業界のシューティング・スターとして登場した。ドイツ銀行は1938年に外国部門重役として彼を引き抜いた。アプスはユダヤ人財産の移譲を通してこの銀行に新たな顧客層を獲得した。また略奪金塊を使ったドイツ外債の買占めでは莫大な手数料を自らのために入手した。ただしユダヤ人銀行家を保護し、戦後の協力関係を考えて占領域でも現地の銀行を大事にしたため、戦後ただちに信頼に足るパートナーとして認められた。戦後においてこそ彼は偉大な時代を経験する。」この本では、奇しくもL.ガルの『銀行家アプス伝』とH.ジェームズの「アーリア化」に関する著作が参考書として挙げられている<sup>31</sup>

以上の二冊におけるアプス評価においては、彼の持つ個人的良心とナチスの事業上へ

の貢献という二側面が表現されている点で共通性がある。銀行家アプスは第二次世界大戦以降アプスの西ドイツ戦後復興と金融・産業界において輝かしい営業活動を展開し活躍した。<sup>31</sup>しかしながらガルのように最終的に手放して礼賛する姿勢とは、一線が画されている。この二冊の書籍で表明されたアプスについての見方は欧州におけるアプスに対する評価であり、一定程度固まってきたのではないかと感じさせられた。

ところで最後に取り上げたコメルツ銀行の業務に関しては、I. ローゼの論文が新たな視点をいろいろ提供している。彼の2007年の著作に関しては今後精査していきたい。ただし、アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所融資に関しては、不明な点が多い。これを担ったのが武装親衛隊 SS 髑髏部隊 (SS-Totenkopfverbände) あり、この業務は軍事機密というベールに覆われて遂行された。また戦争終結時に資料は焼却され残されていない。このこともあり、ローゼの記述は相当込み入ったものとなっている。

以上のことを考えると、アウシュヴィッツ関係を含めて、ドレスデン銀行に関する調査報告書が一番分かり易い、整理された記述であることが見えてくる。拙稿論文に関心を持つ読者には、まずドレスデン銀行に関する部分を先に読むことをお勧めしたい。

最後に、銀行業務の法人及び個人の資金決済は、現代のようにスマートフォンが無い時代、銀行（銀行誕生以前は為替商人）や信用協同組合等の金融機関口座を通す以外の方法はほとんどなかった（除現金決済）。この意味で、銀行は地震、震災などの自然界における転変地異や革命、戦争という社会変動の中において人間社会の生活ではなくてはならない、必要不可欠な経済機構であったし、今でもそうである（除暗号通貨）。阪神淡路大震災、東日本大地震で銀行店舗が崩壊する中、被災地のバラックにおいて緊急臨時出張所を

設け、被災者口座の確認作業を行っていた。東西ドイツ統合後、崩壊した旧東ドイツ社会の中でも、西ドイツの諸銀行は直ちに活動を開始した。

この研究をして改めて思い知らされたことは、銀行は戦時において軍事的最前線、強制収容所内にまで決済活動の手を伸ばしていたことである。筆者は学生時代に、戦後の日本では発展途上国のジャングルの奥地を含め、企業国際化の先頭を行くのは経済的斥候兵としての総合商社の社員であると聞いたことがある。恐らく銀行も彼らに付き従っているのではないかと想像する。こういう意味において銀行はどの国でも政権及び軍事組織とも非常に近いところで、業務活動を行わざるを得ないのではないだろうか。ドレスデン銀行の SS 口座の開設はその典型例と考えられる。さらに銀行は、敗戦時の「経済的しんがり（後駆）」の役をも担う。さらにドイツの三大信用銀行が砲弾の飛び交う敗戦時にはまず退避店へ、そしてそこからドイツ本国へと、可能な限りの資料を持ち帰った事実については、驚きを持たざるを得なかった。諸資料を焼却したドイツ国防軍や SS 及び日本の軍隊・企業・銀行との大きな違いを感じざるを得ない。

最後にここで紹介する拙稿諸論文では、チェコスロヴァキア・ポーランド以外のスラブ地域、及びロシア領内での銀行業務については紹介するに至らなかった。これらは今後の課題として残されている。スラブ系言語専門の金融部門における現代史研究者の登場を期待したい。

<sup>1</sup> 拙稿、「ユダヤ系資産の『アーリア化』に関する研究の進展－ハロルド・ジェイムズの『アーリア化』関連第二著作を中心として－(1)」、『北星論集』第47巻第2号、2008年3月、159～160ページ。

<sup>2</sup> Eberhart Czichon, Hermann Josef Abs, Ein Kreuzritter des Kapitals, Ost Berlin 1970. (東

- 独版), *Der Bankier und die Macht-Hermann Josef Abs in der deutschen politik*, Vorwort von George W. F. Hallgarten, Köln1970. (西独版)
3. (Hrsg.), Hans Pohl, Stephanie Habeath und Beate Brüningshausen, *Die Daimler-Benz AG in den Jahren 1933 bis 1945*, in: *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte*, Beifert 47, Köln1988. なおこの出版経過と強制労働に対する損害補償支払いについては以下参照。「西ドイツ・ペンツ社, 自ら課した戦後処理」北海道新聞1988年8月24日。
  4. 田村光彰, 『ナチス。ドイツの強制労働と戦後処理—国際関係における真相の解明と「記憶・責任・未来」基金』, 社会評論社2006年6月, 和解金と補償金の支払いについては189～190ページ。ジューメンス社史の書き換えについては, 199～200ページで解説されている。
  5. Lothar Gall et al., *The Deutsche Bank 1870-1995*, London1995. この緒言の p. xi-xii, 及び序文 p. xviii-xix より。なお独語版は以下の通り。*Die Deutsche Bank*, München1995.  
この著作序文で紹介されている15人からなる研究会の構成員名を以下に記しておく。W. アーベルスハウザー (Werner Abelshäuser), Th. バルダーストン (Theodore Balderston), K. ボルヒャルト (Knut Borchardt), Chr. ブーフハイム (Christoph Buchheim), H. E. ビュシユゲン (Hans E. Büschugen), L. ガル (Lothar Gall), P. ハイエス (Peter Heyes), P. ハートナー (Peter Hertner), Th. ホルストマン (Theo Horstmann), Ch. コッパー (Christopher Kopper), K. レーマン (Karin Lehmann), D. リンデンラウブ (Dieter Lindenlaub), G. シュルツ (Gerhard Schulz), H-P. シュヴァンツ (Hans-Peter Schwanz), J. スタインバーグ (Jonathan Steinberg)。  
なおこの著作については, 「ドイツ銀行の研究は高い水準を示し」ていること, またフェルドマンの「画期的研究」(D. Feldmann, *Allinz and the german Insurande Business, 1933-1945*, 2001) と並んで「その指向性において, きわめて『政治的である』」, という評価が以下の著作で与えられている。ジェフリー・ジョーンズ (湯沢威訳) 「ヨーロッパ経営史—最近の研究動向と課題②」, 経営史学会編 (湯沢威代表) 『外国経営史の基礎知識』, 有斐閣ブックス 2005年, 26ページ。
  6. 独立専門委員会, 『中立国スイスとナチズム—第二次世界大戦と歴史認識』(黒澤隆文編訳, 川崎亜希子・尾崎麻弥子・穂山洋子訳著), 京都大学出版会2010年11月。623～649ページ。
  7. 同上書, 626ページ。及びアダム・レポー (鈴木孝男訳) 『ヒトラーの秘密銀行—いかにしてスイスはナチ大虐殺から利益を得たのか』, KKベストセラーズ1998年。
  8. 田村光彰, 前掲書, 204ページ。
  9. 穂山洋子, 前掲書, 644ページ。
  10. 田村光彰, 前掲書, 224ページ。及び「アウシュヴィッツ収容所, ドイツ銀行の融資判明—批判受け頭取が急きょ訪米へ」, 日本経済新聞, 1999年2月6日。
  11. 田村光彰, 前掲書, 224ページ。
  12. Harold James, *The Deutsche Bank and the Nazi Economic War Against the Jews—The Expropriation of Jewish-Owned Property—*, Cambridge 2001. この独語翻訳版は以下の通り。*Die Deutsche Bank und die «Arisierung»*, München2001, *The Nazi Dictatorship and the Deutsche Bank*, Cambridge 2004, 及び *Die Deutsche Bank im Dritten Reich*, München2003. こちらの英語版は以下の通り。*The Nazi Dictatorship and the Deutsche Bank*, published by the press syndication of the University of Cambridge2004.
  13. Lothar Gall, *A man for all seasons? Hermann Josef Abs im Dritten Reich*, in: *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte(ZUG)*, Heft 2, 1998, S. 123-175, *Der Bankier. Hermann Josef Abs. Eine Biographie*, München 2004. さらに *Hermann Josef Abs*, in: Hans Pohl(Hrsg.), *Deutsche Bankiers des 20. Jahrhunderts*, Stuttgart2008. またガルが出版したCDは以下の通りである。*Der Bankier Hermann Josef Abs—Ein Biografie von Lothar Gall*, NEXUSaudiobooks, München2005.  
なおこの辺りの経緯については, 以下の拙稿で解説した。「L. ガル『アプス伝』における戦時下のアプス像—諸アプス批判への反論の基本視点—(1)」, 『北星論集』第52巻第1号, 18～23ページ。
  14. Ludolf Herbst/Thomas Weihe(Hrsg.), *Die Commerbank und Die Juden 1933-1945*, München 2004. 拙稿「ナチス体制下のコムツ銀行研究—フンボルト大学現代史研究所の調査報告 (1), (2), (3)」, 『北星論集』, 第61巻

- 第1号, 第61巻第1号, 第62巻第1号。
15. 新聞赤旗, 「ドイツ大手銀行, ナチとの関係反省—侵略・強制収容所に協力, 2300ページの報告書」, 2006年2月20日 B 版国際面。
16. (Hrsg.) Klaus-Dietmer Henke, Die Dresdner Bank im Dritten Reich, 2006 München.
17. 編集者ヘンケの経歴については, URL:[https://de.wikipedia.org/wiki/Klaus-Dietmar\\_Henke2016/02/25](https://de.wikipedia.org/wiki/Klaus-Dietmar_Henke2016/02/25). を参照。
18. 拙稿【紹介】「クラウス-D. ヘンケ編集『第三帝国』下のドレスナーバンク (Hrsg.) Klaus-Dietmer, Henke, Die Dresdner Bank im Dritten Reich, 2006 München)』, 151~189ページ。[1] [2], 『北星論集』第56巻第2号, 2017年3月。
19. 拙稿【紹介】「ナチス体制下のドレスナーバンク研究—Klaus-D. Henke(Hrsg.), Die Dresdner Bank im Dritten Reich — [1], [2]』, 『北星論集』第58巻第2号, 2019年3月, 129~147ページ, 第59巻第2号, 2020年3月, 215~255ページ。
20. ヘンケが編集した調査報告書では「職業官吏法 (Berufsbeamtenengesetz)」と表記されていて, この用語はドイツ語辞書に掲載が無かった。しかし最近刊行された以下の書籍で, 「職業官吏階級再建に関する法」として解説されている。「1918年11月9日 [ドイツ革命] 以降, 経歴として定められた教育を受けずあるいはその他の教養を有することなく——官吏生活に入った者は免職」する法律であった。芝建介『ヒトラー——虚像の独裁者』, 岩波新書2021年9月, 156ページ。
21. 「ライヒ総統友の会」会員番号と武装親衛隊階級名称は以下を参照。Peter-Ferdinand Koch(Hrsg.), Die Dresdner Bank und der Reichsführer-SS, Das Dritte Reich in Dokumenten, Hamburg1987, S. 6. 及び「歴史群像」編集部編, 『武装 SS 全史 I』, 学習研究社2001年10月, 83ページ。
22. ドレスデン銀行がアリアンツ保険会社とコメルツ銀行に買収される件に関しては, 以下参照。「独アリアンツ ドレスデン銀行を買収—運用資産で世界一」, 日経新聞2001年4月2日。「独アリアンツ ドレスデン銀行買収—ミュンヘン金融界に底力」, 日経新聞2001年4月16日。及び藤澤利治「国際金融危機とリーマン・ショック下のドイツ銀行業」, 『証券経済研究』第72号, 2010年12月。
23. 「2部門に組織集約—ドイツ銀 投資銀と小口金融」, 日経新聞2001年2月2日, 「ドイツ銀に内紛の日種—米国型投資銀行へ経営転換」, 同2001年2月5日。
24. 藤澤利治, 「国際金融危機とドイツ銀行制度改革—金融危機再発防止の試み—」, 『証券経済研究』第82号, 2013年6月。及び拙稿【書評】「Ulrich Novak/Andre Kerner 著, Prof. Mayer/Thomas Fritz 寄稿 [2016], ”Die Akte Deutsche Bank:Geschichte, Skandale, Zukunft”, 2016München, 『証券経済研究』, 第99号, 2017年9月。なおこの本の表題は直訳すると『ドイツ銀行文書:歴史, スキャンダル, 将来』となる。さらに中川辰洋「転機に立つドイツ銀行—ドイチェ=コメルツ合併協議に寄せて—」, 『証券レビュー』, 第59巻第5号, 2019年5月も参照した。
25. 「ドイツ銀行は150年を迎えるが, 祝うことはほとんどない。」以上, 以下のインターネット・サイトより。Die Deutsche Bank wird 150 Jahre alt-Doch zu feiern gibt es wenig, <https://www.rnd.de/wirtschaft/die-deutsche-bank-wird-150-jahre-alt-doch-zu-feiern-gibt-es-wenig-PL0DM5RLKOREG5TLOPGTGEHNEM.html>, 2020/02/13 13:21
26. Ingo Roose, Kredit für NS-Verbrechen — Die deutschen Kreditinstitute in Polen und die Ausraubung der polinischen und jüdischen Bevölkerung 1939-1945, München2007.
27. ドイツ銀行取締役会会長だけではなく, 復興金融公庫や連邦鉄道経営員会会長他に「1965年11月当時, 約30の巨大企業の役員を兼任した」アプスが果たした戦後の西ドイツでの役割について, 大蔵省 (現財務省) 主税局・銀行局の佐上武弘は, 以下のように書いている。「1966年10月15日, 彼が満65才を迎えると同時に, (中略) ドイチェ・バンクの頭取を辞任し, それ以後現在まで同行の監査役会長になっているが, なお隠然たる『法王』であることは変わりがない。」佐上武弘『経済奇跡のゆくえ—西ドイツの経験と日本への教訓』, 財務出版1970年, 688~690ページ。
- これに関連し以下のことを紹介しておきたい。及能教授は三井銀行勤務時代に, 独米で研修を積んだ経験の持ち主である。ドレスデン銀行で研修員 (trainee) として仕事をしていた。1964年4月30日アプス私邸 (クローンベルク) で行われた柳全銀協会長 (三井銀行) との面談に同席し, アプス頭取に接見した。この時アプスが

自分は「法王」でも「皇帝」でもなく、西ドイツ経済・金融界の「天皇 (Tennou)」であると語っていたことを及能教授から伺った。

このようにドイツ信用大銀行は戦後西ドイツの経済・金融界で絶大な力 (Bankenmacht) を持っていた。日本のメインバンクと同様であり、銀行批判論の矢面に常に晒された。この問題に関しては拙稿の旧著『西ドイツの銀行と巨大企業』(文真堂, 1998年) 他, 日独企業・金融・証券論の分野で大量の文献が1960/70年代に刊行された。

<sup>28</sup> Ian Buruma, Year Zero-A History of 1945, New York 2013. ただし山口が入手したのは2014年刊行のPenguin Books版である。Edgar wolfrum/Stefan Westermann, Die 101 Wichtigsten Personen der Deutschen Geschichte, 2015 München. なおこのブルマの書籍の存在については、及能正男教授からの書簡で紹介され知った。

<sup>29</sup> Ian Buruma. a. a. O., p. 101.

<sup>30</sup> Ebenda, S. 102. ここではアプスとヴァーブルクとの関係が記述されている。この点で付け加えると及能教授はヴァーブルク家との間で個人的交流もあり、このことについても筆者は及能教授から直接伺ったことがある。アプス会長、ヴァーブルク両氏と会見した経験を持つ、ただ一人の日本人であると思われる。

<sup>31</sup> Edgar wolfrum/Stefan Westermann, a. a. O., S. 86.

## 付記

小稿第二校正中に「ドイツ銀純利益51%増—4~6月商業銀行部門が好調」と題された以下の記事が<sup>3</sup>, 2022年7月28日の日本経済新聞に掲載された。

「ドイツ銀行が27日発表した2022年4~6月期決算は純利益が10億4600万ユーロ(約1450億円)と、前年同期比51%の増益だった。主力の商業銀行部門などが好調で全体の利益を押し上げた。(中略) 金利環境の好転で収益は26%増と2桁の高い伸び率となった。投資銀行部門も11%増と堅調で、債券や外国為替を中心に収益を伸ばした。」

この内容は、ドイツ銀行が米国サブプライム後の「失われた15年」からやっと抜け出し、商業銀行業務を中心とする本来の業務力を回復する可能性を示唆するものと思われる。

最後に及能正男教授は2021年11月13日に逝去された。筆者のこのテーマでの研究に対して様々

な助言を含むご支援をして頂いたことに対しここでお礼と感謝を申し上げるとともに、この拙稿は今亡き氏に捧げたい。